

湯川村農業法人事業計画（概要版）

平成30年6月
湯川村農業法人設立協議会

湯川村農業法人設立の背景（湯川村の農業情勢）

- ◆本村の基幹産業である水稻は、国の政策に基づいた需給調整により米価の維持を図っているものの、需給不均衡による価格の下落が進んでいる。
- ◆今後10年間を見据えた場合、担い手農家の高齢化や後継者不足等の問題は避けて通れないのが現状であり、将来的に担い手農家だけでは約1,000町歩の水田をカバーできなくなることも懸念され、ひいては本村の農業の衰退が危惧される。
- ◆本村の農業の衰退に歯止めをかける為には、従来の事業以外の新しい施策を打ち出すことが喫緊の課題であることは明白であることから、本村農業の振興・維持・発展に寄与することを目的とし、地域に根差しながら本村の地域農業を支える拠点となる農業法人の設立について検討を重ねてきた。

本農業法人の設立について、「湯川村農業法人設立協議会」において平成29年2月に策定した「湯川村農業法人設立基本構想」に基づき協議会幹事会・同稲作部会・関係機関等において協議・検討を重ね「湯川村農業法人事業計画」を策定

- ◇計画期間：平成30年7月1日から平成35年3月31日までの期間
- ◇法人の名称：「株式会社 湯川アグリファーム」（仮称）
- ◇法人の設立者：法人の設立者は、湯川村・会津よつば農業協同組合の2団体とし、メインとなる設立者は湯川村とする。
- ◇法人の設立の理念・目的
 - ◆現在営農している担い手農家の経営発展を引き続き積極的に支援していく一方、担い手農家の高齢化・後継者不足等による耕作継続が困難な農地並びに遊休農地化していく畑を計画的に営農できる体制整備を構築し、農地保全の面から支援するとともに、新規就農者の育成にも寄与する法人となることを理念とする。
 - ◆今後見込まれる農地の流動化を地域の担い手農家や農業法人と一緒に連携して適正に管理・運営し、湯川村の農業の振興・維持・発展の一翼を担うことを目的とする。
 - ◆また、法人の人的・施設的整備が完備された後は、米の輸出も含めた販売の対応、6次化農産品販売及び稲作+αの複合経営を視野に入れるとともに、担い手後継者や新規就農者の研修機関としての役割や高齢者・障がい者の雇用スペースが確保できる業務を創設していくことも目的とする。

農業法人の事業概要

◇法人の特徴

- ◆設立者 ⇒湯川村と会津よつば農業協同組合の2団体（メインは湯川村）
- ◇行政機関である湯川村と、農業者の協同組織である会津よつば農業協同組合が設立母体となるため、営利目的だけでなく、地域の農業を振興・維持・発展させる使命を担っている。
- ◇地域の担い手農家や農業法人と競合するのではなく、効率性をもった業務の補完や連携を行い、JAの組織網を活用した販売戦略と地域との密着性をもって信用力の高い法人を確立する。

◇業務の計画

- 業務のメインは、農地の利用権設定による米の生産・販売とし、その他としては農作業等の受託業務を行う。
- ◆米の生産・販売
平成31年度より業務を開始し、当初は利用権設定面積10ha、最終年度の平成34年度は45haの面積で米の生産・販売を行う計画である。
 - ◆農作業等（田植え・稲刈り・農薬散布等）の受託業務
稲作に関しては、田植え作業を除いて発足当初より開始し、受託面積合計25ha、最終年度の平成34年度は55haの受託面積で業務を行う計画である。なお、冬期間においては、行政からの委託業務や施設園芸のイチゴ栽培等も業務として視野に入れている。

◇売上高の指針

- 売上高のメインは農産物（米）の売上となっている。指針となる10a単価は計画内通期として同じ単価としている。
- ◆農産物（米）の売上高 10a当り 120,000円
（収穫量10a当り600kgで換算）
算定基準は6割が食用米60kg当り 13,500円
4割が新規需用米 60kg当り 9,750円
 - ◆作業受託収入
 - 基幹作業受託収入 10a当り 25,700円
（※平成30年度は田植えがないため20,200円）
 - 補助作業受託収入 10a当り 2,800円
 - 草刈り受託収入 10a当り 7,800円

◇総合収支

事業計画内の総合収支は、資本金による農業機械の購入もあり、その機械の減価償却も行うので、計画の最終年度において、黒字化する計画となっている。キャッシュフローは平成32年度より好転する状況である。

（単位：千円）

年度	売上高	事業総利益	事業管理費	当期利益金
H30	2,040	1,836	11,441	△ 9,790
H31	16,535	10,681	19,969	△ 9,473
H32	34,535	20,581	25,548	△ 5,152
H33	46,535	27,181	32,371	△ 5,375
H34	58,535	33,781	32,515	1,081

◇組織体制

- ◆資本金は9,000万円とし、出資の割合については、以下の内容において協議中。
 - ・湯川村 5,000万円（55.6%）
 - ・JA会津よつば 4,000万円（44.4%）
- ◆役員・職員は当初、常勤役員1名とJAからの派遣職員1名、臨時職員数名程度で発足し、業務の増加に合わせ正職員を採用し、事業計画の最終年度である平成34年度においては、常勤役員2名・非常勤役員2名・常勤職員4名と臨時職員により業務を遂行する計画である。
なお、発足から本稼働までの期間の代表取締役は非常勤とし、湯川村副村長の就任を予定している。

◇施設・機械整備

- ◆事務所及び倉庫
施設の整備については、原則として法人の資本等を投下して整備するのではなく、事務所では当面はプレハブ施設をリースし、湯川村が整備を予定している農業振興施設が整備された後は、その施設の指定管理等により事務所・倉庫として活用し、倉庫ではJA会津よつばの既存倉庫を借用する計画である。
- ◆農業機械
当初に必要な機械については、資本金の投下により2箇年で整備します。その後の、稲作業務の面積の増加による機械の整備は、リース等の方式を考えていますが、有利な国・県等の補助金が活用できる場合は、購入等も検討する。